

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【公開番号】特開2012-23712(P2012-23712A)

【公開日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-005

【出願番号】特願2011-101005(P2011-101005)

【国際特許分類】

H 04 N 13/04 (2006.01)

H 04 M 1/00 (2006.01)

G 03 B 35/18 (2006.01)

A 63 F 13/52 (2014.01)

【F I】

H 04 N 13/04

H 04 M 1/00 R

G 03 B 35/18

A 63 F 13/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月22日(2014.4.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユーザによって把持される把持部と、

裸眼立体視可能な立体表示部と、

前記立体表示部に表示される画像の視差を調整するための視差調整用操作部と、

前記立体表示部に立体視画像を表示させる表示制御手段と、を備え、

前記視差調整用操作部は、前記立体表示部が設けられたハウジングと同じハウジングに

設けられ、ユーザが前記立体表示部に表示された立体視画像を見ながら当該視差調整用操作部を視認可能である、携帯型の電子機器。

【請求項2】

前記表示制御手段は、前記立体表示部に前記立体視画像が表示されている間に、繰り返しユーザによる前記視差調整用操作部に対する操作を受け付け、当該操作に応じて前記立体表示部に表示された画像の視差を調整して前記立体視画像の表示を更新する、請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記視差調整用操作部は、前記立体表示部が収納された第1ハウジングの、前記立体表示部の画面が設けられた主面に対する側面の、前記把持部を持った場合に操作可能な位置に露出するように設けられる、請求項1又は2に記載の電子機器。

【請求項4】

前記視差調整用操作部は、前記立体表示部が収納された第1ハウジングの、前記把持部をユーザが把持した状態で人差し指を伸ばした位置に露出するように設けられる、請求項1から3の何れかに記載の電子機器。

【請求項5】

前記視差調整用操作部は、前記立体表示部が収納された第1ハウジングの、前記立体表

示部の画面が設けられた主面に設けられる、請求項 1 から 4 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 6】

前記視差調整用操作部は、前記第 1 ハウジングの側面に沿って上下方向に操作可能な操作部である、請求項 2 から 4 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 7】

前記視差調整用操作部は、前記第 1 ハウジングの側面に沿って上下方向にスライド可能な操作部である、請求項 2 、 3 、 4 および 6 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 8】

前記画像の視差は、前記視差調整用操作部が上方向に操作された場合に大きくなり、下方向に操作された場合に小さくなる、請求項 7 に記載の電子機器。

【請求項 9】

前記視差調整用操作部は、前記立体表示部が収納された第 1 ハウジングの、前記主面および側面から露出するように設けられる、請求項 1 に記載の電子機器。

【請求項 10】

前記把持部は、前記立体表示部が収納された第 1 ハウジングと別の第 2 ハウジングに設けられ、当該第 1 ハウジングと第 2 ハウジングとは少なくとも前記電子機器の使用状態において隣接する、請求項 1 から 9 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 11】

前記第 2 ハウジングは、前記第 1 ハウジングの下方に設けられ、

前記第 2 ハウジングには、前記視差調整用操作部とは異なる操作部が設けられる、請求項 1 0 に記載の電子機器。

【請求項 12】

前記第 2 ハウジングの中心よりも右側および左側のそれぞれに第 1 操作部が設けられる、請求項 1 1 に記載の電子機器。

【請求項 13】

前記第 2 ハウジングの上面には、第 2 操作部が設けられる、請求項 1 0 から 1 2 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 14】

前記第 2 操作部は、前記第 2 ハウジングの上面の左右両端部のうち、少なくとも前記視差調整用操作部が設けられた側に設けられる、請求項 1 3 に記載の電子機器。

【請求項 15】

前記第 2 操作部は、前記第 2 ハウジングの上面の両端のそれぞれに設けられる、請求項 1 3 または 1 4 に記載の電子機器。

【請求項 16】

前記第 1 ハウジングには、前記立体表示部の表示状態を示す発光部である立体表示用発光部が設けられる、請求項 2 から 1 5 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 17】

前記立体表示用発光部は、前記立体表示部の画面が設けられた主面に設けられる、請求項 1 6 に記載の電子機器。

【請求項 18】

前記第 1 ハウジングに設けられる発光部は、前記立体表示用発光部のみである、請求項 1 6 または 1 7 に記載の電子機器。

【請求項 19】

前記第 2 ハウジングには、アナログ方向スイッチが設けられる、請求項 1 0 から 1 8 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 20】

前記第 2 ハウジングには、タッチスクリーンが設けられる、請求項 1 0 から 1 9 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 21】

前記第 2 ハウジングには、タッチパネルが設けられる、請求項 1 0 から 2 0 の何れかに

記載の電子機器。

【請求項 2 2】

前記立体表示部には、タッチパネル機能を設けない、請求項 1 から 2 1 の何れかに記載の電子機器。

【請求項 2 3】

前記立体表示部の画面サイズは、前記タッチスクリーンの画面サイズよりも大きい、請求項 2 0 に記載の電子機器。

【請求項 2 4】

前記視差調整用操作部に対する操作に応じて 2 つの仮想カメラの間の距離を調整する仮想カメラ調整手段を備え、

前記表示制御手段は、前記仮想カメラ調整手段によって調整された 2 つの仮想カメラで仮想空間を撮像して得られる右目用画像と左目用画像とを用いて、前記立体視画像を前記立体表示部に表示させる、請求項 1 から 2 3 の何れかに記載の電子機器。